

様

自己破産の手続きにおける注意事項

阪野公夫法律事務所
弁護士 阪野公夫

1 はじめに

当職は、貴職の自己破産の申立に関する代理人として、平成29年 月 日付にて債権者に対して受任通知を送付します（同封の通知書参照）。

以後、破産手続開始申立ての準備を行っていきます。

2 破産手続きについて

破産手続とは、債務者が経済的に破綻し、その資力をもってすべての債権者に対する債務を完全に返せなくなった場合に、原則として債務者の生活に欠くことのできないものを除く全財産を換価して、すべての債権者に対し、債権額に応じて公平に弁済することを目的とする裁判上の手続きをいいます。

破産によって、債権者に対する法的責任が消滅するわけではなく、法的責任を免れる制度は、別に「免責」というものがあります。

3 破産手続開始までの注意事項

① 預貯金、保険、自動車等を解約・名義変更されたい場合は、必ず事前に当職までご相談下さい。場合によっては、解約・名義変更時の相当対価を破産財団に組入れする必要があります。

また、ご相談を経て解約された場合は、裁判所及び破産管財人に対し、提出する必要がありますので、必ず関係書類を全て残しておいて下さい。

② 親しい取引先・親族等といった特定の債権者に弁済することは、絶対にしないで下さい。

③ クレジットカードを利用して物品購入やキャッシングは一切しないで下さい。

④ 借入先の金融機関は、当職が送付した受任通知により、口座が凍結するおそれがあります。

4 免責について

(1) 免責の意義・手続き

免責とは、免責を得るのに妥当な破産者について、裁判所の許可決定によって破産手続における配当等で弁済されなかった残りの債務を免除することをいいます。

この免責制度の趣旨は、誠実な債務者に与えられた特典、または、生活を再生させるための手段という点にあると言われています。

免責は、免責の申立（すでに当職において申立済み）→裁判所の許可・不許可、という手続きを経て行われます。

裁判所では、免責のための審尋において、破産申立書や陳述書にウソがないか、

また後述する「免責不許可事由」がないかといった点を審理し、破産債権者からの意見も聴取した上で（破産管財人が選任されている場合には、破産管財人からも意見を聞きます），許可・不許可が決定されます。

そこで、名古屋地裁での免責審尋（平成 年 月頃）前に、あらためて破産申立書・陳述書を読み返しておいて下さい（審尋当日に裁判官からの質問等がなされる場合があります）。

（2）免責不許可事由

上記の「免責不許可事由」とは、誠実な債務者に与えられた特典であるという趣旨から、債権者を害する目的で財産の隠匿等を行った場合、浪費・賭博等で財産を減少させた場合や、帳簿等を偽造したり虚偽の債権者名簿等の書類を提出した場合などです（破産法252条第1項）。

ただし、これらの免責不許可事由がある場合でも、裁判所が、生活の再生等の事情を考慮して、免責を許可する場合もあります（破産法252条第2項）。

（3）免責されない債権

免責が許可された場合でも、以下の請求権などの債権は、免責されない（=支払義務が残る）のでご注意下さい。

- ① 税金・罰金など（破産法253条第1項1号・7号）
- ② 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権（同項2号）
- ③ 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命・身体を害する不法行為請求権（同項3号）
- ④ 養育費など（同項4号イ～ホ）
- ⑤ 雇用関係に基づいて生じた使用者からの請求権など（同項5号）

以上、ご確認下さい。ご不明な点があれば弁護士阪野公夫（電話052-961-7100）までご連絡下さい。

【名古屋地方裁判所の地図】

所在：名古屋市中区三の丸1-7-4

名古屋地方裁判所執行部 債権者集会室（名古屋地裁執行部合同庁舎2階）

